

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

〔決算特別委員長 亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君） おはようございます。

認定第1号 平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

決算の内容。

（1）一般会計について。

平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算は歳入総額44億1,341万5,656円、歳出総額43億932万5,213円であり、歳入歳出差引額は1億409万443円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1,377万6,000円を除いた実質収支額は9,031万4,443円であります。

歳入では、調定額44億5,992万6,460円に対して3,496万8,080円（0.8％）の収入未済額が生じたほか、1,154万2,724円（0.3％）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては5,258万4,787円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費1,264万9,363円、3款民生費1,050万5,610円、4款衛生費491万140円、8款土木費274万5,689円、10款教育費627万1,992円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率99.0%（前年度99.0%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率で98.8%（前年度98.8%）となっております。

（2）特別会計について。

9つの特別会計の状況は次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額6億1,821万282円、歳出総額5億9,647万4,749円で、差引額は2,173万5,533円となっております。なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億1,794万483円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額7,475万922円、歳出総額7,472万4,022円で、差引額は2万6,900円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額7億6,823万1,694円、歳出総額7億5,967万2,265円で、差引額は855万9,429円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額415万726円、歳出総額415万726円で、差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,710万4,344円、歳出総額5,710万4,344円で、差引額ゼロ円となっております。なお、歳入においては一般会計から1,820万4,553円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額215万7,202円、歳出総額215万7,202円で、差引額ゼロとなっております。なお、歳入においては一般会計から9,744円を繰り入れております。基金残高は4,330万9,337円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額218万4,675円、歳出総額218万4,675円で、差引額ゼロ円となっております。なお、平成30年度の貸付対象者は3名であります。

文化基金特別会計決算は、歳入総額123万1,428円、歳出総額123万1,428円で、差引額ゼロ円となっております。なお、基金残高はゼロ円となっております。

下水道事業特別会計決算は、歳入総額3億3,119万9,261円、歳出総額3億2,737万8,741円で、差引額は382万520円となっております。このうち、前年度繰越明許費繰越額が165万円となっております。なお、歳入においては一般会計から1億1,991万132円を繰り入れております。

小坂財産区特別会計決算は、歳入総額252万6,910円、歳出総額118万5,979円で、差引額は134万931円となっております。

（3）水道事業について。

給水人口が4,810人（前年度4,830人）、総配水量が50万6,871³m（前年度51万2,349³m）となっております。

建設改良工事は配水施設改良として鵠地区に配水管を布設し、また、下小坂地区と上前田地区に消火栓を各1基設置しております。

水道事業の収益的収支は事業収支2億5,737万1,774円、事業費用2億5,040万4,853円となっております。差引額は696万6,921円となっております。

また、資本的収支は資本的収入4,147万8,800円、資本的支出1億6,932万2,757円で、差し引き1億2,784万3,957円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

2、議決の内容。

平成30年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性、硬直化を示す経常収支比率102.3%、実質公債費比率14.8%、将来負担比率は114.6%となっております。このように、平成30年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限って見れば健全な状態ではありますが、今後も公債費の増加が見込まれることから、財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て、将来を見据えた財政運営を図られたい。

各会計においても、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なものと認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち、特記すべき事項は次のとおりであります。

記

1、自主自立による健全な財政運営を図るためにも、行財政改革を積極的に推進して、経常収支比率の改善に努められたい。

2、町民要望に応え、健全な財政を維持するためにも、年度途中での事業の精査による予算の見直しや収入未済金の早期回収を図られたい。

3、地産地消及び食育の推進に関する条例の理念に基づき、関係機関と協議しながら、さらなる地産地消への取り組みを推進していただきたい。

4、ワイナリー事業の拡大のためにも、ブドウを栽培する就農者への支援やワインの普及促進に関する取り組みを図られたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

以上です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第49号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第49号 小坂町畑作振興センター設置条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第49号 小坂町畑作振興センター設置条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

畑作振興をするためのなたね、そば乾燥調製施設の設置に伴い、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、中山間資源を生かす生産体制の整備及び畑作物の作付を推進する施設の設置であり、畑作を振興する上では必要なものであることから、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第50号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第50号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例
の制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町畑作振興センター設置に伴い、使用料徴収条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂町畑作振興センターを設置するに伴い、使用料の金額を定めるものであり、
妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第52号 小坂町子どものための教育・保育に関する利

用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長のご報告を求めます。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第52号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

子ども・子育て支援法の一部改正及び同改正法の施行にかかわる関係政令が整備されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、幼児教育の重要性や少子化対策の観点などから、幼児教育の無償化を図るものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第53号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長のご報告を求めます。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第53号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

水道法改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、関係法令の改正により、条例の整備と指定給水装置工事事業者の指定についての更新制を設けるものであります。妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第54号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第55号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第56号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第57号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第58号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第59号 川上公民館改築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第59号 川上公民館改築工事の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

昭和49年に完成し、平成13年に閉校した旧川上小学校を改修した現川上公民館は、築45年目を迎えて外壁の劣化が著しく、避難所として耐震補修も必要となりました。

補修の方針について地域住民と話し合いを重ねた結果、規模を縮小して新たに建築することで合意したことから、地区住民の福祉向上、安心・安全な地域づくりに寄与することを目的にこの度改築するものであります。

建物は木造平家建て延べ床面積493㎡で、主な施設といたしまして、交流ホール、多目的ホール、学習室、和室等を備え、そのほか事務室、倉庫、厨房を配置いたします。

去る8月28日に5業者による指名競争入札を実施いたしましたところ、小坂建設株式会社が消費税込み1億5,730万円で落札いたしました。

本契約が予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、私のほうから川上公民館改築工事の詳細説明を申し上げます。

入札は、町内外の建築工事A級5業者によって去る8月28日に実施され、翌29日付で小坂建設株式会社と仮契約を締結しております。議決をいただきました後、直ちに本契約を締結いたします。

ちなみに、そのほかの4業者の入札価格であります。いずれも消費税込みで、株式会社タナックスが1億5,801万5,000円、株式会社田中建設が1億5,821万3,000円、株式会社柳沢建設が1億5,829万円、株式会社石川組が1億5,859万8,000円でありました。落札率は98.8%であります。

工事概要を説明いたします。

議案審議の参考1、2ページをお開きください。

建築の位置は、1ページの平面図左上の配置図にございますように川上プールの東側、現公民館の南側という位置になります。

次に、平面図をごらんください。

一番左が玄関ホールになります。利用者の利便を考慮いたしまして、玄関ホールのすぐ脇に事務室を配置しております。

建物に入りますと、天井までの吹き抜けの廊下が奥まで続いており、開放感を醸し出しております。その途中にあります明るい交流ホールでくつろげるようになっております。交流ホールの真向かいには、地域から強い要望がございました調理台4台、回転釜2台を備えた広目の厨房を配置いたしました。廊下を奥に進みますと、64畳分の広さの多目的ホール、24畳分の広さの学習室、同じく24畳の和室を配置しており、それぞれが可動閉め切りで独立して使用できますが、間仕切りを全て開放いたしますとL字とはなりますが、112畳の広い空間が生まれ、多人数の集まりにも対応可能といたしました。

また、建物の前面には小規模ではございますが、テラスを設けており、その全面は大屋根からの雪の排雪を容易にするために舗装を施工いたします。

工期は3月19日として年度内の完成を目指してまいりますが、安全に最大限配慮いたしまして、事故のないように努めてまいりたいと考えております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 参考までに落札率を教えてください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 先ほどお話ししましたが、落札率が98.8%。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） ほかの4社は。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） すみません。計算しておりませんので。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 41 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第 60 号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員であります木村安子さんは、令和元年9月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、木村安子さんに引き続き当町の人権擁護委員として活動していただきたく、提案申し上げるものでございます。

木村さんは、平成25年から人権擁護委員の任にあたり、現在2期目で委員活動に意欲的に活動してくださっており、地域活動にも積極的に参加され、地域住民からの信頼も厚く、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

なお、秋田地方法務局が行う人権擁護委員委嘱発令日は令和2年1月であることから、任期は令和2年1月1日から令和4年12月31日までとなります。そのため、令和元年10月1日から12月31日までの3カ月間は、人権擁護委員法第9条ただし書きにより任期を延長し、引き続き木村さんに職務を行っていただくことにしております。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないようでありますので、議案第60号は簡易表決の方法で行います。

議案第60号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、陳情第12号 「令和元年10月1日の消費税10%への引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第12号 「令和元年10月1日の消費税10%への引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書についての報告書。

1、陳情の要旨。

令和元年10月1日の消費税10%への引き上げの中止を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

消費税増税については、平成24年8月に社会保障と税の一体改革関連法を成立しておりま

す。

また、10月1日からの導入に向けて関係機関が準備を進めているところであり、現行の社会保障制度を安定して継続していくためには、消費税の引き上げもやむを得ないものであります。

よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） この消費税引き上げ問題につきましては、毎回陳情が出されて審議をしてきているところでありまして、いよいよ10月から間もないということになっているわけでありすけれども、しかしなお、今、町内でもそうでありますし、国民の間にさまざまな疑問や反対の声が聞こえてまいります。私も加齢性難聴ということで耳が遠くなってきましたけれども、遠くなった私の耳にもやっぱり今でも声は聞こえてまいります。

どういった内容かといいますと、例えば、この社会保障と税の一体改革というけれども、社会保障の財源を確保するために税の改革をするという観点からすれば、税の改革の方向が違うのではないかという意見等々であります。例えば、具体的にポイント還元の問題での混乱、同じ食品でも買う店、買い方によって税率が10%、8%、6%、5%、2%と非常に複雑な状況の中で、特に中小個人経営者などの零細業者は、このことで廃業に追い込まれるという危機感を持っております。また、消費者は当然混乱をするわけであります。

そういった混乱をあえて押し通すということよりも、例えば、財源問題でいうならば税の改革の方向をやはり見直す必要がある、こういう意見も根強いわけであります。具体的に申し上げます、現在の法人税の実質税率は中小企業が18%、しかし、大企業は10%であります。この大企業に優遇している10%を中小企業並みに引き上げることによって、現時点で生み出される財源は約4兆円と言われております。

もう一つは、税制の中で大株主優遇を是正するという手法が言われております。例えば、

現在の年収 1 億円を超えると税率が下がる制度になっております。1 億円までは税率は上がっていき、1 億円で最高28.8%になっているわけでありますけれども、それを超えていくとだんだん税率が下がって、100億円では15.9%まで税率が下がっている。こういった税制の改正によって3兆円余の財源が確保できる等々の問題で、今、消費税引き上げによって求められる財源は十分補償できる、こういう点での税制改革が報告があるという指摘があるわけであります。よくこの消費税問題で言えば、社会保障を維持するための財源をどうするのか、財源がないから引き上げるのだという主張をされる方がおりますけれども、こういった税制の内容をきっちりと見定めるならば、国民本位に税制を改正することによって消費税を引き上げる必要がないというふうに私は考えまして、本陳情の願意は正当だということを申し上げて討論とかえさせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により陳情の原案について採択いたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、意見書案第6号 森林・林野・木材関連政策の推進を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第16、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。
お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和元年第4回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時58分